

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十五号

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する

基準を定める条例及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「災害」の下に「、虐待」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。